

八千代市木造住宅リフォーム費補助事業

耐震改修工事に併せて行うリフォーム工事にかかる費用の一部を補助します。

1. リフォーム補助の対象となる方

本市の住民基本台帳に記載されていて、以下のいずれかに該当する建物所有者。

- ・自らが居住する住宅をリフォームする方。
- ・3親等以内の親族が居住する住宅をリフォームする方。

2. リフォーム補助の対象となる住宅

旧耐震基準^{*}で建築された木造2階建て以下の一戸建て住宅であって、八千代市木造住宅耐震改修費補助制度を利用して耐震改修工事を行う住宅。

3. リフォーム補助の金額

リフォーム工事に要した費用の1/3の額とし、上限は30万円となります。

4. 申請受付期間

- ・令和7年8月15日（金）から令和7年10月31日（金）追加募集を行います
- ・申請開始日（5月15日）に申請された方の申請書は全てお預かりし、抽選にて申請受付をさせていただきます方を決定します。なお、抽選は翌日8:30～八千代市役所建築指導課で公開にて行います。申請開始日の翌日以降（5月16日～）は、申請受付の締切日または予算上限に達するまで先着順で受付をします。予算がなくなり次第、受付終了となります。

※実績報告書提出期限：令和8年1月30日（金）

5. 注意事項

- ・耐震改修工事と併せて行うリフォーム工事であっても補助の対象とならない場合があります。詳しくは裏面の「補助事業の対象・対象外の工事例」をご確認ください。
- ・計画しているリフォーム工事に関して、他の補助制度を利用している場合は本補助制度の重複利用はできません。
- ・申請前に契約や工事を実施してしまうと補助の対象となりませんので、必ず工事を契約する前に申請手続きを行ってください。
- ・実績報告書提出期限を過ぎた場合は、補助金を交付できませんのでご注意ください。
- ・申請後の審査には期間を要しますので、余裕を持った計画を立ててください。

※旧耐震基準の建築物…昭和56年5月31日以前に着工された建築物は、壁量が現行法に比べ不足しており、筋交いや耐力壁が釣合い良く配置されていない可能性があります。過去の大地震においても旧耐震基準で建築された木造は損傷・倒壊等の被害が多かったことが報告されています。

～問い合わせ先～
〒276-8501
千葉県八千代市大和田新田 312-5
八千代市役所都市整備部建築指導課 建築指導班
TEL 047-421-6774

補助事業の対象・対象外の工事例

区分	部位	工事内容	適否
建築工事	屋根	葺き替え、塗装工事	○
	外壁、軒裏	張り替え、塗装工事	○
	外部建具	既設建具の改修、新設工事	○
	床、壁、天井等	それぞれの部位の張り替え、塗装工事	○
	内部建具	壁改修に伴う既設取替え又は新設工事	○
		造付け家具、建具枠の造作工事	○
		造付け家具以外の購入及び設置費用	×
	その他	間仕切り壁の変更に伴う工事	○
		バリアフリー化に係る工事	○
		外構工事	×
機械設備工事	配管	耐震改修工事に伴う既設配管の撤去又は取替え工事	○
		老朽化による既設配管の取替え工事	○
		機器の取替え又は新設に伴う配管工事	○
		下水道接続工事	×
		屋外に外流しを設置する工事	×
	機器	耐震改修工事に伴う機器の撤去又は取替え工事	○
		老朽化、バリアフリー化又は機器向上のために行う便所、台所、浴室等の機器の取替え又は新設	○
		工事を伴わない製品の購入及び設置に係るもの	×
電気設備工事	配線等	耐震改修工事に伴う既設配線の撤去又は取替え工事	○
		老朽化による既設配線等の取替え工事	○
		機器の取替え又は新設に伴う配線工事	○
		インターネット、ケーブルテレビの接続工事	×
	機器	耐震改修工事に伴う機器の撤去又は取替え工事	○
		工事を伴わない製品の購入及び設置に係るもの	×